

Brussels, 25.10.2011

COM(2011)681 final

COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN  
PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL  
COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS

A renewed EU strategy 2011-14 for Corporate Social Responsibility

欧州委員会から欧州議会、評議会、欧州経済社会委員会、  
地域委員会へのコミュニケーション

CSR についての欧州連合新戦略 2011-2014

仮訳

監訳者 下田屋 毅 (サステイナビジョン代表取締役) 翻訳者 下濱 愛

(翻訳作成日 2012 年 4 月 5 日)

本資料は、Sustainavision Ltd.が参考までに和訳したのですが、定訳ではなく、あくまでも仮訳となります。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、Sustainavision Ltd.は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

Translated from the original English edition published by the Publications Office of the European Union on the EUR-Lex website:

© European Union, <http://eur-lex.europa.eu/>, COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS  
A renewed EU strategy 2011-14 for Corporate Social Responsibility.

Responsibility for the translation into Japanese lies entirely with Takeshi Shimotaya, Sustainavision Ltd.

## 内容

1. イントロダクション.....	3
1.1 CSR の導入は企業の利益に繋がる.....	3
1.2 社会全体の利益のために.....	3
1.3 なぜ今委員会が新戦略を打ち出すのか？.....	4
2. CSR における欧州政策の影響評価.....	4
3. 現代における CSR の理解.....	6
3.1. 新しい定義.....	6
3.2. 国際的に認められている原則とガイドライン.....	6
3.3 CSR の多面的特徴.....	7
3.4 公共事業機関とその他のステークホルダーの役割.....	7
3.5 CSR とソーシャル・ビジネス・イニシアチブ.....	8
3.6 CSR と社会的対話.....	8
4. アクション 2011-2014 に対するアジェンダ.....	8
4.1 CSR の見える化の強化とグッドプラクティスの普及.....	8
4.2 ビジネスにおける信頼性レベルの改善と追跡.....	9
4.3 自主規制・共同規制のプロセスの改善.....	10
4.4 CSR に対する市場報酬の拡大.....	11
4.4.1. 消費.....	11
4.4.2. 公共調達.....	11
4.4.3. 投資.....	12
4.5 社会および環境についての企業の情報開示の改善.....	12
4.6. CSR の教育、訓練、そして研究への更なる統合.....	13
4.7 国家および地域 CSR 政策の重要性を強調する.....	13
4.8 CSR に対する欧州と世界的アプローチのより良い調整.....	14
4.8.1. 国際的に認められた CSR 原則とガイドラインに焦点をあてる.....	14
4.8.2. 国連ビジネスと人権に関する指導原則の実行.....	15
4.8.3. 世界のその他の国々と地域に関連する CSR に重点を置く.....	16
5. 結論.....	16

## 1. イントロダクション

欧州委員会はこれまでのところ、企業の社会的責任(CSR)を「企業が社会および環境についての問題意識を自主的に自社の経営、及びステークホルダーとの関係構築の中に組み入れること」と定義している。<sup>1</sup>

企業の社会的責任とは、社会と環境に対する企業の法的義務にとどまらず、企業の具体的な活動を指す。一定の規制措置をとることで、企業が自発的に社会的責任を果たすことを促すような環境づくりができる。

### 1.1 CSR の導入は企業の利益に繋がる

CSR に対する戦略的なアプローチは、企業の競争力にとってますます重要になっている。このようなアプローチは、リスクマネジメントやコスト削減、資金調達、顧客関係の構築、人事マネジメント、イノベーション力の面において有益に働く。<sup>2</sup>

CSR は内外のステークホルダーとの関わりを要する。企業は、このような関わりを通じて、急速に変化する社会的期待や経営状態をより正しく把握し、優位な立場で利用できる。すなわち、CSR によって新たな市場の開発や成長機会が創出される。

企業は社会的責任を果たすことで、持続可能なビジネスモデルの基盤として、市民からの信用や従業員、顧客との関係を長期にわたって築くことができる。企業への信用の度合いが高いほど、企業のイノベーションと成長に必要な環境を創出しやすくなる。

### 1.2 社会全体の利益のために

CSR を通じ、企業は欧州連合の持続可能な開発に関する条約目標達成と、非常に競争の厳しい社会市場経済に大きく貢献することが可能である。CSR は、75%の雇用目標を含む、知的な経済成長、持続可能な経済成長、包摂的な経済成長を掲げた欧州 2020 戦略の目標を下支えする。<sup>3</sup> 民間企業が公共サービスを提供する際、責任ある経営行動は特に重要である。失業をはじめ、現在の経済危機が社会にもたらす影響を和らげるための取り組みの一翼を担うのも企業の社会的責任の一部である。CSR は共生的な社会を築くための価値観、持続可能な経済システムへの変換の礎をもたらす。

---

<sup>1</sup> COM(2001)366

<sup>2</sup> European Competitiveness Report 2008 (COM(2008)774) および別添 Staff Working Paper SEC(2008)2853

<sup>3</sup> 数多くの欧州 2020 戦略の旗艦イニシアチブが CSR に言及している。例として、the Integrated Industrial Policy for the Globalisation Era COM(2010)614、the European Platform against Poverty、Social Exclusion COM(2010)758、the Agenda for New Skills and Jobs COM(2010)682、Youth on the Move COM(2010)477、および the Single Market Act COM(2011)206 が挙げられる。さらに、the Innovation Union COM(2010)546) では、改革を通じて課題に取り組めるように企業のキャパシティを強化することを目的としており、旗艦イニシアチブの目的である“A Resource-Efficient Europe” COM(2011)21 and COM(2011)571 を果たすためには企業の貢献がその中心的役割を担う。

### 1.3 なぜ今委員会が新戦略を打ち出すのか？

評議会と欧州議会は欧州委員会に CSR 政策のさらなる改善を要求してきた。<sup>4</sup> 欧州 2020 戦略の中で、欧州委員会は CSR を推進するための欧州連合の戦略を改定することを公約した。産業政策におけるその 2010 年のコミュニケーションにおいて、欧州委員会は CSR の新しい政策の提案書を提出すると述べた。<sup>5</sup> 単一市場法において、欧州委員会は、2011 年末までに CSR における新しいコミュニケーションを導入すると発表した。<sup>6</sup>

経済危機と環境危機が社会に与えた影響は、消費者マインドと企業の信頼力に相当のダメージを与えた。経済危機により、世間の注目が、企業の社会的、倫理的パフォーマンスに向けられるようになった。欧州委員会は、CSR 推進のための策を今新たにすることにより、中長期における持続可能な成長、責任ある企業行動、永続性のある雇用創出にとって有利な条件を整えようと試みている。

## 2. CSR における欧州政策の影響評価

欧州委員会は 2001 年発行のグリーンペーパー<sup>7</sup>以来、CSR を推進するための公共政策の開発と CSR に関する欧州マルチステークホルダーフォーラムの設立において先駆的な役割を担ってきた。2006 年には、同委員会は、CSR に対する欧州アライアンスと呼ばれるビジネス主導のイニシアチブを強くサポートすることを要とする新政策を発表した。<sup>8</sup> その政策では、欧州連合が優先的に取るべき 8 つの行動エリアも特定されている。8 つの行動エリアとは、注意喚起とベストプラクティスの交換、マルチステークホルダーイニシアティブへの支援、加盟国との連携、顧客情報と透明性、調査、教育、中小企業、そして、CSR の国際的尺度の定義である。

この政策は CSR の領域の発展に寄与してきた。進展の度合いを下記に列記する。

- 国連グローバルコンパクトの CSR 10 原則にサインした欧州連合の企業数が、2006 年の 600 社から 2011 年には 1,900 社以上に増加。
- 環境管理・環境監査スキーム（EMAS）に登録した組織が 2006 年の 3,300 団体から 2011 年は 4,600 団体に増加。<sup>9</sup>
- 労働基準等の問題をカバーする、グローバルあるいは欧州労働者団体との多国籍企業協定にサインをしている欧州連合の企業数が、2006 年の 79 社から 2011 年には 140 社以

<sup>4</sup> 2008 年 12 月 5 日環境委員会、2010 年 12 月 20 日環境委員会、2010 年 6 月 14 日外務委員会、2007 年 3 月 13 日欧州議会決議書（P6\_TA(2007)0062）、欧州議会決議書 2011 年 6 月 8 日 P7\_TA(2011)0260。

<sup>5</sup> Integrated Industrial Policy for the Globalisation Era COM(2010)614

<sup>6</sup> COM(2011)206

<sup>7</sup> COM(2001)366

<sup>8</sup> COM(2006)136

<sup>9</sup> このような機関のうち、約 80%が企業体であると推測されている。

上に増加。

- サプライチェーンにおける職場環境を改善するための企業に対する、欧州、ビジネス主導のイニシアチブである、ビジネス・ソーシャル・コンプライアンス・イニシアチブへの加盟数が、2007年の69から2011年には700以上に増加。
- GRIのガイドラインによるサステナビリティ報告書を発行する欧州の企業数が2006年の270社から2011年は850以上に増加。

CSRにおける欧州同盟を通して、大手企業は主要な問題におけるさまざまな実践的手段を開発してきた。<sup>10</sup> 約180の企業がこの同盟を支持することを表明している。各国の従業員組合もこの同盟を支持し、CSRを推進するための多くの行動を起こした。

このような進展にも関わらず、重要な課題は残されている。多くの欧州連合の企業は、社会的問題と環境的問題を自社の企業活動と主要戦略に十分に統合するに至っていない。人権侵害、主要な労働基準が遵守されていないということで、少数ながらも、欧州の企業が告発される事例はいまだに後を絶たない。CSRを推進するための国内政策フレームワークを持っているのは、欧州連合27国のうち15か国のみである。<sup>11</sup>

欧州委員会はCSR政策の影響をさらに強化するための要因を列挙している。以下に例を示す。

- 企業、ビジネス以外のステークホルダーと加盟国の視点を考慮した、バランスの取れたマルチステークホルダーの必要性。
- 企業が何を期待されているのかをより明確にし、新たに策定され、更新された国際原則やガイドラインと一致した欧州のCSRの定義を策定する必要性。
- 投資政策と公共調達などを通じ、責任のある企業行動に対する市場報酬を推進する必要性。
- 企業が社会的責任を遂行することを追求する際に、重要な手段となる、独自または共同の規制スキームを検討する必要性。
- 企業自体はもちろん、すべてのステークホルダーの視点から見て、社会的、環境的な問題に対する企業の透明性を高める取り組みを行う必要性。
- CSRの非常に重要な側面である人権に、より注意を払う必要性。
- 社会的責任を自発的に果たそうとしている企業が活動しやすい環境を整える役割を補足規制が果たしていることを認識する必要性。

本コミュニケーションの後述部分は、定義の更新、行動についての新しいアジェンダ、な

<sup>10</sup> 例：男女共同参画、責任あるサプライチェーンマネジメント、企業の財務部門以外の業績についての投資家との対話の向上。以下参照のこと。 [www.csreurope.org/pages/en/toolbox.html](http://www.csreurope.org/pages/en/toolbox.html)

<sup>11</sup> “[www.csreurope.org/pages/ebility:NationalPublicPoliciesintheEU](http://www.csreurope.org/pages/ebility:NationalPublicPoliciesintheEU)”, 欧州委員会, 2011

ど、現在における CSR についての理解について提示する。ここでは、2006 年の政策を補強しつつ、CSR 政策の影響力をさらに拡張するための重要な新要因を紹介する。この分野における欧州連合の世界的な影響を再確認し、CSR への関心と価値観を欧州連合が他の地域や国々に速やかに推進できるようにすることを目的とする。さらに、欧州連合に加盟する各国の政策を導き、調整する手助けをするとともに、企業活動が 2 加盟国以上にまたがる企業が異なるアプローチをとることで追加コストが発生してしまうリスクを軽減することにも役立つ。

### 3. 現代における CSR の理解

#### 3.1. 新しい定義

欧州委員会は、CSR の新しい定義として「企業の社会への影響に対する責任」と提案する。適用される法律、社会的パートナー間の労働協約の尊重は、責任を果たす前提条件である。企業の社会的責任を十分に果たすために、企業は、ステークホルダーとの密接な協働により、社会、環境、倫理、人権、そして消費者の懸念を企業活動と経営戦略の中核に統合する行程を以下の目的の下に構築すべきである。

- 株主、広くはその他ステークホルダーと社会の間で、共通価値の創造を最大化する。
- 企業の潜在的悪影響を特定、防止、軽減すること。

この行程の複雑さは、企業の規模や企業活動の特徴などの要因によって決定される。多くの中小企業、特に零細企業に対して、CSR の過程は形式ばったものではなく、直感的である。

共通価値の創造を最大化するために、企業が CSR に対する長期的な戦略アプローチを採用することや、社会福祉に寄与し、質が高く、生産的な仕事を創出するような革新的な製品、サービス、そしてビジネスモデルを発展させるための機会を探し出すことが求められる。企業活動が悪影響を与える可能性を発見し、防止し、軽減するために、大企業、そしてその影響に特に危険にさらされている企業は、リスクを基本としたデューデリジェンスをサプライチェーンも含めて実行することを奨励する。

生活協同組合、共済組合、親族経営企業のようなタイプの企業は、責任ある企業活動に特に貢献できるようなオーナーシップとガバナンス構造をもつ（べきである）。

#### 3.2. 国際的に認められている原則とガイドライン

CSR へのきちんとしたアプローチを模索している企業、特に大企業に対して、権威のあるガイドラインは、国際的に認められている原則・ガイドラインによって提供されている。主な

ものは、最近更新された多国籍企業に対する OECD ガイドライン、国連グローバルコンパクトの 10 原則、社会責任における ISO26000 ガイダンス、ILO 多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言、国連ビジネスと人権における指導原則である。これらの国際的に認められている主要な原則とガイドラインを見れば、CSR の世界的枠組みが発展し、近年にわたって強化されてきたことがうかがえる。CSR を推進するための欧州政策は、この枠組みに沿って策定されるべきである。

### 3.3 CSR の多面的特徴

上記の原則とガイドラインによると、CSR が取り扱う分野は、少なくとも人権、労働と雇用慣行（教育、人種の多様性、男女平等、従業員の健康と福祉）、環境問題（生物多様性、気候変動、資源の有効活用、ライフサイクルアセスメント、公害防止）、そして、贈収賄・汚職の防止にわたる。コミュニティへの参加および発展、身体障害者の融合、プライバシーといった顧客に関わる事象も、CSR のアジェンダの一部を占める。サプライチェーンを通じた社会・環境的責任の推進や、非財務情報の開示は、他分野に渡る重要な問題として位置づけられている。欧州委員会は、欧州連合政策およびボランティア活動に関するコミュニケーションを採択したが、このコミュニケーションでは、従業員のボランティア活動も CSR の一環であると認めている。<sup>12</sup>

さらに、欧州委員会は、加盟国間に関わる、3つの税金統制の原則、すなわち、透明性、情報交換、公正な税競争、を推進する。企業は、可能な限りこの 3 原則を適用することが望ましい。

### 3.4 公共事業機関とその他のステークホルダーの役割

CSR の発展は、企業自らによって牽引されるべきである。公共事業機関は、自発的な政策を織り交ぜつつ、必要に応じて、補足的な規制、例えば、透明性の推進、責任ある企業行動に対する市場インセンティブの創造、企業責任の確保などを通して、支援側にまわるべきである。

企業は、環境に適合した CSR に対するアプローチを刷新、そして発展させるための融通性を与えられなければならない。それにもかかわらず、多くの企業は、企業独自の政策とパフォーマンスを比較するために、そしてより公平な競争の場を推進するために、既存の原則と公共事業機関によってサポートされているガイドラインの存在を正しく評価していない。

労働組合と市民団体は、問題を発見し、改善のための圧力を持ち込み、そして解決策を共

---

<sup>12</sup> “Communication on EU Policies and Volunteering: Recognising and Promoting Crossborder Voluntary Activities in the EU” COM(2011)568.

同で築くために企業とともに建設的に活動を行うことができる。消費者と投資家は、消費と投資判断を通じて、社会的に責任のある企業に対して市場の報酬を拡大する立場にいる。メディアは、企業の肯定的、否定的影響の両側面に光を当てることができる。公共事業機関と他のステークホルダーは、自らと企業との関係も含め、社会的責任について明示すべきである。

### 3.5 CSR とソーシャル・ビジネス・イニシアチブ

企業の社会的責任は、すべての企業に適用される。このコミュニケーションは、相互補完的であるが、異なる役割を果たしているソーシャル・ビジネス・イニシアチブ（SBI）と共に採用される。SBI がサポートするのは、特別な種類の企業、すなわち、企業の主要目的が、社会的および/あるいは環境的なものにはっきりと限られており、その目的に対して利益を再投資するというような企業、そして、企業の内部組織が社会目的を反映している企業である。<sup>13</sup> SBI は、欧州社会市場経済を繁栄させ、貢献するため、社会的企業と社会的革新に必要とされる生態系を取り扱う。

### 3.6 CSR と社会的対話

近年、複数の産業セクターの社会的対話委員会において、優れた CSR に関する実践を推進され、ガイドラインが設立されている。<sup>14</sup> 欧州委員会は、そのようなイニシアチブを促進し、CSR が社会的対話に貢献し、補完するということを認識している。革新的そして効果的な CSR 政策は、企業と欧州あるいは世界的な労働者団体との間で締結された多国籍企業協定（TCAs）を通じて発展した。<sup>15</sup> 欧州連合は多国籍企業協定 TCAs をサポートし、こういった協定を検索できるデータベース提供を開始する予定である。

## 4. アクション 2011-2014 に対するアジェンダ

本アジェンダは、欧州委員会それ自体からのコミットメント、および、企業、加盟国、その他ステークホルダーグループへのアドバイスを含む。このアジェンダを導入するにあたり、欧州委員会は、常に中小企業の特徴、特に中小企業の限られたリソースを考慮し、不必要な業務的負担の発生を防ぐ。

### 4.1 CSR の見える化の強化とグッドプラクティスの普及

CSR の分野で企業が何をするかを公共認識として植えつけることによって、欧州連合はグッド

---

<sup>13</sup> COM(2011)682

<sup>14</sup> "Industrial relations in Europe 2010", Chapter 6.3.4, 欧州委員会, DG Employment Social Affairs and Inclusion, 2011

<sup>15</sup> "The role of transnational company agreements in the context of increasing international integration" COM(2008) 419 final

プラクティスを普及すること、学びの場を広げていくこと、そして、企業がより CSR に対して戦略的アプローチを展開できるように手助けをすることができる。様々な加盟国におけるイニシアチブからの教訓を基に、欧州委員会は、中小企業・中継組織の能力強化をサポートし、中小企業への CSR のアドバイスの質と能力を向上させていく。

欧州委員会は、危機的な社会そして環境問題において、企業とその他ステークホルダーと一緒に活動するための幅広いプログラムを立ち上げている。<sup>16</sup> 企業との更なる約束は欧州 2020 戦略の成功のために重要である。したがって、欧州委員会は、雇用可能性、人口動向、活動的で健康な老後、<sup>17</sup> そして、職場の課題（人種多様性管理、男女機会均等、教育とトレーニング、従業員の健康と福祉を含む）などの問題において、企業とその他ステークホルダーとの対話を促進する。これは、特に、他部門にわたるアプローチと、サプライチェーンを通じた責任のある企業行動の普及に焦点を当てるものである。

CSR ヨーロッパのエンタープライズ 2020 イニシアチブは、CSR の分野におけるビジネスのリーダーシップの例となるものであり、特に欧州政策目的に合致している。欧州委員会は、2012 年までにこのイニシアチブの最初の結果をレビューし、次のステップを決めることを手助けする。

欧州委員会は、以下のことを行う予定である。

1. 多くの関連する産業セクターにおける、企業、企業の労働者、その他ステークホルダーが、それぞれのセクターに関連する CSR 問題において公に約束するための、そして共同に経過を監視するための、マルチステークホルダー CSR プラットフォームを 2013 年に創設する。
2. 企業とその他ステークホルダー間の CSR パートナーシップのために、欧州賞スキームを 2012 年以降開始する。

#### 4.2 ビジネスにおける信頼性レベルの改善と追跡

政府と欧州連合それ自体を含むすべての組織がそうであるように、企業は市民から信頼される必要がある。欧州のビジネス社会は、社会において、組織グループの中で、最も信頼されることを望むべきである。しばしば、市民の期待と市民が実際に認識している企業行動との間にギャップがある。このギャップが引き起こされる一部の要因は、ある企業によ

<sup>16</sup> 例： the Retail Forum for Sustainability; the EU Platform for Diet, Physical Activity and Health; the Business and Biodiversity Campaign; the process on corporate responsibility in the pharmaceutical industry; the European Food and Sustainable Production Round Table; the University-Business Forum; the Advertising Round Table; and the European Pact for Mental Health and Wellbeing.

<sup>17</sup> 2012 年は「欧州活力ある老後年」である。

る無責任な行動や、ある企業が環境あるいは社会の信用証明を誇張する場合は挙げられる。性急に変化する社会の期待を理解することに追いついていないある企業の側面のせいであつたり、市民の一部が、企業の成果や、経営に課せられる制約についての理解が不十分であるせいで引き起こされる場合がある。

欧州委員会は以下のことを実施する予定である。

3. 2012年に予定されている、不公正な取引慣行に関する指令<sup>18</sup>の適用に関するレポートにおいて、いわゆる「グリーンウォッシング」と呼ばれる環境に影響を与える製品に関連する誤解を招くようなマーケティングの問題を扱うこと、そして、この問題において考える具体的な手段のための必要性について検討すること。
4. 共通理解と期待を奨励することを目指しつつ、21世紀におけるビジネスの役割と潜在性について市民、企業、その他ステークホルダーとの開かれた議論を開始し、市民のビジネスにおける信頼とCSRへの態度について定期的な調査を実施する。

#### 4.3 自主規制・共同規制のプロセスの改善

企業は、自主規制あるいは共同規制のプロセス、例えば、各セクターにおける社会的な問題についてのセクター規模の行動規範など、に加わっていることが多い。そのようなプロセスが適切な形で考案される際、企業はステークホルダーのサポートを得ることができ、責任のある企業行動を確保する効果的手段となる。自主規制そして共同規制は、良い規制アジェンダの一部として、欧州連合によって認められている。<sup>19</sup>

過去の事例から、自主規制や共同規制のプロセスは次のような場合に非常に有効であると考えられる。企業が欧州委員会の下で、そして必要であれば欧州委員会のような公共事業機関によって招集されたうえで、すべての関係するステークホルダーとともに最初の開かれた問題分析をベースにする時。次の段階において、すべての関係するステークホルダーがコミットメントをパフォーマンス指標も提示した上で明白にすること。企業が、必要に応じて、客観的な監視メカニズム、パフォーマンス評価、そして必要に応じてコミットメントの改善を提供する時。そして、非規制遵守についての苦情を扱うための効果的な説明責任のメカニズムを含むとき。

欧州委員会は以下のことを実施する予定である

5. 2012年に、企業やその他ステークホルダーとともに、自主規制および共同規制実施に関するグッドプラクティスの規範を作成する。これにより、CSRに関する自主規制および

<sup>18</sup> Directive 2005/29/EC

<sup>19</sup> 以下参照のこと。The Interinstitutional Agreement on better Law-making 2003/C 321/01, および Commission Communication 2003/C 321/01, ng 2003/C 321/01, in the European Union” COM(2005)97.

共同規制のプロセスの効率の向上が見込まれる。

#### 4.4 CSR に対する市場報酬の拡大

競争において CSR が与える肯定的な影響についての理解はますます深まっている、とはいえ、社会的責任を果たす最良の行動が、短期間に限って言えば、経済的に最も有益ではないような場合、企業はジレンマに向き合うことになる。欧州連合は、CSR のための市場インセンティブを強めるため、消費、公共調達、そして、投資のフィールドにおける政策に力を入れるべきである。

##### 4.4.1. 消費

CSR に関連する問題への消費者の注目は、近年上昇している。しかし、大きな障壁（不十分な認識、プレミアム価格を支払う必要性、そして情報に基づいた選択をするために必要な情報への容易なアクセスの欠如）が立ちふさがっている。中には、消費者に対してより持続可能な選択ができるように手助けをする先駆的な役割をしている企業もある。「持続可能な消費と生産の行動計画」の改訂版は、より責任のある消費を促進するための新たな方法を見出す機会となるかもしれない。

##### 4.4.2. 公共調達

欧州委員会は、2010 年までに欧州連合におけるすべての公共調達の 50% は、協定した環境基準を順守すべきであるという指標を設定した。2011 年に欧州委員会は、現存の欧州連合の法的枠組みを尊重しながら、社会的考慮と公共調達をどのように統合するかが説明されている社会的責任公共調達（SRPP）のガイドを発行した。<sup>20</sup> SRPP には、中小企業が公共調達市場にアクセスするための手助けをする公共事業機関による肯定的な行動事例が含まれる。

加盟国およびあらゆる公共事業機関は、公共調達のための現在の法的枠組みを最大限に活用することが推奨される。公共調達への環境・社会的基準に組み込む際は、特に中小企業を差別しない方法でなされるべきであり、無差別、平等待遇、透明性における条項を順守しなければならない。

欧州委員会は以下のことを実施する予定である

6. 公共事業機関あるいは企業との契約に関して、業務的負担を課さずに、そして、最も経済的に優れた入札が採用されるという原則を崩さずに、公共調達指令の 2011 年の見直しの一部として、社会的、環境的懸念を公共調達に統合することを促進する。

<sup>20</sup> “Buying Social: a guide to taking account of social considerations in public procurement”, 欧州委員会, 2011

#### 4.4.3. 投資

金融危機に呼応して、欧州委員会は、より責任のある、透明な金融システムを確保するための多くの規制提案を行っている。非財務情報を十分に考慮することによって、投資家は、より効果的な資本分配に貢献し、長期の投資目標を達成できる。欧州委員会は、非財務情報をどのように投資判断に組み込むかについて投資家の能力構築を支援している。これを背景とし、企業に対し、優れた税務基準の適用に関する情報開示を奨励する。

欧州のアセットマネージャーや資産所有者、とりわけ年金ファンドに関わる者は、責任投資についての国連原則に批准することが望ましい。公共事業機関は所有する、あるいは、投資する企業における CSR を推進するという特別な責任を有する。

欧州委員会は以下のことを実施する予定である

7. すべての投資ファンドおよび金融機関が、自社の倫理的または責任のある投資基準や、自社で準拠している基準・規範をすべての顧客（一般投資家、企業、公共事業機関等）に通知しなければならない、という要件について検討する。

#### 4.5 社会および環境についての企業の情報開示の改善

気候関連の情報を含む、社会および環境についての情報開示は、ステークホルダーとの約束と物質的な持続可能性のリスクの確認を促進することができる。こういった情報開示は説明責任の重要な要素でもあり、企業に対する世間からの信頼を築くことに貢献することができる。企業とその他のステークホルダーのニーズを満たすために、情報収集は、具体的かつ費用効果が高くなければならない。

加盟国の中には現存の欧州連合の法律よりも進んだ非財務情報公開を必要条件とすることを導入している。<sup>21</sup> 国別に必要条件が異なることが、2カ国以上で活動する企業に追加コストが発生するという可能性がある。

ますます多くの企業が社会と環境に関する情報開示をしている。中小企業がそのような情報を非公式にあるいは自発的に伝えていることも多い。ある情報によれば、約 2,500 の欧州の企業が CSR かサステナビリティ報告書を発行していると見積もっており、この数字をみると、欧州連合は世界的なリーダーシップを取る立場にある。しかしながら、これは、欧州連合内で企業活動を行う 42,000 の大企業のごく一部に過ぎない。<sup>22</sup>

社会的、環境的情報開示のための国際的フレームワークは、GRI などを含め、数多くある。

<sup>21</sup> The Fourth Directive on annual accounts 2003/51/EC では、環境と雇用について、進捗度合い、業績、または立ち位置を理解するのに十分な情報の開示が企業に求められている。全加盟国は、中小企業はこの要件から免除されることを選択した。

<sup>22</sup> CorporateRegister.com

財務と非財務が統合された報告書は、中長期において重要な目標を示す。そして、欧州委員会は国際統合報告委員会の作業を、関心を持って見守る。

それらの活動フィールドのレベルを確保するため、単一市場法に記載の通り、欧州委員会は、すべてのセクターの企業によって提供される社会と環境の情報の透明性についての法案を提出する。この法案に対する選択肢についての影響評価が現在行われており、この評価には、将来的に競争力の立証と中小企業テストも含まれる。欧州委員会は、情報開示にも使える、ライフサイクルに基づく一貫した方法論を用いて環境パフォーマンスを測定し、達成度を測ることを奨励するための政策を展開している。

市民社会団体と公共事業機関を含む、すべての組織は、社会と環境パフォーマンスの開示を改善するための手段を講じることを奨励する。

#### 4.6. CSR の教育、訓練、そして研究への更なる統合

CSR の更なる発展は、新しいスキルだけでなく、価値観と行動の変化を必要とする。CSR および持続可能な開発、市民の責任を、適切な教育カリキュラム（中等学校および大学レベルを含んだ）に統合するよう教育機関に奨励するという重要な役割を加盟国は担う。欧州のビジネススクールは、責任のあるマネジメント教育に対する国連原則にサインすることが奨励される。

質の高い大学研究が、CSR の分野におけるビジネスの実践と公共政策の発展を支えている。第6回および第7回欧州連合フレームワークプログラム下で資金が提供されたプロジェクトの結果に基づいて、さらなる研究が進められるべきである。欧州委員会は、CSR の更なる研究と革新の資金拠出のために、そして第7回フレームワークプログラムおよびその後継であるホライズン 2020 下にある研究と、欧州研究地域の構築の研究において、CSR 原則とガイドラインをサポートするための機会を模索する。

欧州委員会は以下のことを実施する予定である

8. 欧州連合生涯学習と若者のアクションプログラム下の CSR における教育と訓練プロジェクトの更なる財政サポートを提供すること、そして、CSR の協業の重要性について教育の専門家と企業の認識を高めるために 2012 年に行動を開始すること。

#### 4.7 国家および地域 CSR 政策の重要性を強調する

CSR をサポートするための多くの公共政策は、国内、地域、そして地元レベルで実行されるのが最善の手段である。地方・地域の公共事業機関は、特に中小企業間の CSR の発展をサポートするために欧州連合の構造的ファンドを賢く利用し、そして、貧困と社会的一体性のような問題に目を向けた企業とパートナーとなることが望ましい。

欧州委員会は以下のことを実施する予定である

9. 2012 年に加盟国とともに国内 CSR 政策のための専門家評価メカニズムを作成すること。

欧州委員会は以下のことを奨励する。

A. 国際的に認められた CSR 原則とガイドライン、そしてこのコミュニケーションで挙げられた問題に取り組む企業とその他ステークホルダーと協力して、2012 年の中旬までに、欧州 2020 戦略をサポートする CSR を推進するための加盟国独自のプランと国内優先行動のリストの策定あるいは更新。

#### 4.8 CSR に対する欧州と世界的アプローチのより良い調整

欧州連合は、国際的に認められた原則とガイドラインの CSR 政策への統合を確保しつつ、国際的 CSR 政策の開発に欧州が目向けるように働きかけるべきである。

##### 4.8.1. 国際的に認められた CSR 原則とガイドラインに焦点をあてる

世界的活動領域のレベルを促進させるために、欧州委員会は加盟国、パートナー国、関連国際フォーラムとの協働を強め、国際的に認められた原則とガイドラインの尊重を促進し、そして加盟国間での一貫性を生み出す。このアプローチにより、企業は、そのような原則とガイドラインを尊重するための企業の努力を新たにすることが求められる。

OECD 経済協力開発機構ガイドラインには、政府が多国籍企業に対し推薦する事項が提案されている。欧州委員会は、そのガイドラインへの非 OECD 加盟国の支持を歓迎する。政府の推奨に加えて、ガイドラインには、際立った実施と苦情メカニズムが用意されている。そのメカニズムとは、ガイドラインを支持する全ての国によって設立されるナショナル・コンタクト・ポイント(相談窓口)のネットワークを指し、企業と企業のステークホルダーが仲裁や和解などを通じて実務的な問題を解決する手助けをする。

欧州委員会は以下のことを実施する予定である

10. 国際的に認められた CSR 原則とガイドラインが考慮されているか、そして、企業活動において社会的責任における ISO26000 ガイダンス規格が考慮されているかについて、1,000 人以上の従業員がいる欧州の企業がコミットメントを守っているかを監視すること。

欧州委員会は以下のことを勧める。

- B すべての欧州の大企業が、CSR への取り組みを発展させるにあたり、2014 年までに次に示す原則あるいはガイドラインのうち少なくとも一つを考慮に入れてコミットメント策定すること。(国連グローバルコンパクト、多国籍企業に対する OECD ガイドライン、社会的責任における ISO26000 ガイダンス規格)
- C 欧州を拠点にするすべての多国籍企業が2014年までにILO多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言を尊重すると約束すること。

#### 4.8.2. 国連ビジネスと人権に関する指導原則の実行<sup>23</sup>

ビジネスと人権に関する欧州政策の一貫性を改善することは重要な課題である。国連の指導原則をさらに実行することは、児童労働、強制労働、人身売買、男女均等、無差別、結社の自由、団体交渉の権利を含む、特別な人権問題とコア労働基準に関しての欧州連合目標に貢献する。企業や、パートナー国の欧州連合代表団、地域市民社会を担う役割を果たす人たち、とりわけ人権保護団体や弁護士を巻きこんでいく過程を通じ、人権保護の責務を果たせていない国において企業活動を行う際に遭遇する困難な側面についての理解を深めるであろう。

欧州委員会は以下のことを実施する予定である。

- 11. 国連指導原則に基づき、2012 年に企業とステークホルダーと協働し、複数の産業セクターに対する人権ガイダンスを発展させ、また、中小企業に対するガイダンスを発展させること。
- 12. 2012 年末までに、国連指導原則の実行における欧州連合の優先項目の報告書を発行すること、その後定期的な経過報告書を発行すること。<sup>24</sup>

欧州委員会はまた、

- D 国連指導原則に定義されるように、欧州企業に対し人権を尊重するための企業責任を果たすことを期待する。
- E 欧州連合加盟国に、2012 年末までに国連指導原則の実行に対しての国内プランを進展させることを勧める。

<sup>23</sup> 国連指導原則は3つの柱がある。人権の尊重に対する国の責務、人権に対する会社の責務、効果的な対策へのアクセスの必要である。

<sup>24</sup> ここでは、EUの企業がEU域外での操業においても人権と環境についての法的枠組みが適応されるといふ欧州委員会発行のレポート(2010) およびサプライチェーンマネジメントに関するレポート(2011)が考慮される。

#### 4.8.3. 世界のその他の国々と地域に関連する CSR に重点を置く

国際的に認められた CSR 原則とガイドラインは、欧州連合に加盟することを望む国によって受け入れられるべき価値観を内包している。ゆえに、欧州委員会は加盟過程においてこの点を重視し続ける。

欧州委員会は外部政策を通じて CSR を推進する。欧州委員会は世界的な提唱とそれを補完する法律を織り交ぜつつ、国際的に認められた CSR 原則とガイドラインをより広く普及することを目的とし続け、また、欧州連合の企業が外国経済と社会に対して肯定的な影響を持つことができるようにすることを目的とし続ける。欧州委員会は、輸出入と開発の分野において適切な提案書を作成する。さらに、時に応じて、既に対話が成り立っていることに対し、パートナー国と地域に CSR を促すことを提案していく。

欧州連合の開発ポリシーは CSR をサポートする必要性を認識している。<sup>25</sup> 社会的・環境企画に対する尊重を推進することによって、欧州連合の企業は発展途上国においてより良いガバナンスを育て、包括的成長を果たすことができる。消費者、生産者、販売者として貧困者をターゲットとするビジネスモデルは、開発の影響を最大化する手助けをする。民間部門との相乗作用を追求することは、欧州連合の開発協力において、また、自然・人的災害に対する欧州連合の対応において、ますます重要な検討事項となる。企業は、この側面において、従業員のボランティアを通じて重要な役割を担うことができる。救済事業団は、民間部門との相乗効果を活用する良い手段を提供できるかもしれない。

欧州委員会は以下のことを実施する予定である。

13. 発展途上国において、より包括的かつ持続可能な回復と成長に向けた将来の政策イニシアチブについて、責任ある企業活動を推進するための方法を見つけること。

## 5. 結論

欧州委員会は、加盟国、企業、その他ステークホルダーと協働しながら、定期的に経過を監視し、2014 年の中頃までに検討会議を共同で準備する。その検討会議への準備として、欧州委員会は、このコミュニケーションに記載されている行動を遂行するためのアジェンダの実施に関する報告書を発行する。このためには、CSR における欧州マルチステークホルダーフォーラムと加盟国の CSR 代表によるハイレベルグループとの間に、より協調的な作業方法が必要とされる。欧州委員会は、2011 年末までに運用案を発表する。

このコミュニケーションを基として、欧州委員会は、評議会、欧州議会、経済社会委員会、

<sup>25</sup> The European Consensus on Development, 2005

地域委員会、企業そしてその他ステークホルダーとの討議を歓迎し、またそれら組織からのコミットメントを歓迎する。

欧州委員会は、金融部門などの欧州ビジネスリーダーに対し、2012 年中頃までに、開かれた責任あるコミットメントを立てることを求める。これにより、2015 年と 2020 年というはっきりとした目標年に向かって、公的な規制当局やステークホルダーと緊密に連携しながら、責任ある企業行動への理解がさらに多くの欧州企業から得られるよう働きかけていく。

仮訳：欧州委員会から欧州議会、評議会、欧州経済社会委員会、地域委員会へのコミュニケーション CSR についての欧州連合新戦略 2011-2014

(翻訳作成日 2012 年 4 月 5 日)

監訳者 下田屋 毅 (しもたや たけし)

- サステイナビジョン (Sustainavision Ltd.) 代表取締役  
CSR コンサルタント (ロンドン在住)
- Address: International House, 39 Great Windmill Street, Piccadilly, London W1D 7LX, UK
- Website: <http://www.sustainavisionltd.com/>
- E-mail : [infojp@sustainavisionltd.com](mailto:infojp@sustainavisionltd.com)

翻訳者 下濱 愛 (しもはま あい)

- 会議通訳者 (ロンドン在住)
- E-mail : [ai.shimohama@gmail.com](mailto:ai.shimohama@gmail.com)